

公募型賃貸借契約見積合せの実施について

令和 6 年度に予定している明石市総務局財務室管財担当の借入について、公募型賃貸借契約見積合せを実施しますので、参加を希望される方は、下記要領により申請書等を提出してください。

記

1 借入内容

- (1) 件 名 カラー複写機賃貸借契約（単価契約）（長期継続契約）
- (2) 納 入 場 所 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号 明石市役所本庁舎 5 階
- (3) 借 入 概 要 カラー複写機 1 台の賃貸借及び保守
- (4) 借 入 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
(地方自治法第 2 3 4 条の 3 に規定する長期継続契約)

2 見積合せ参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）の物品の製造・売買の部に、契約の種類が情報機器・家電で登録されており、かつ業種区分が OA 機器で登録されていること、又は、サービス業務の部に、契約の種類がサービスで登録されており、かつ業種区分がレンタル・リースで登録されていること。
- (2) 下記の①から④のいずれかに該当すること。
 - ①明石市内の本店で登録している者（市内業者）
 - ②明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）
 - ③兵庫県内の本店で登録をしている者（県内本店業者）
 - ④兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（県内支店・営業所等登録業者）
- (3) 平成 2 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 3 1 日までの間に、国内において国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る「カラー複写機（カラー複写機含む）の賃貸借契約」を元請として完了した業務実績を有すること。
※長期継続契約等により現在履行中の業務であっても、令和 6 年 1 月 3 1 日までの間に 1 2 か月以上連続して履行していることが確認できれば、上記内容を満たすものとする。
- (4) 兵庫県内に保守業務の事業拠点（保守業者に委託する場合等を含む）を有し、かつ、故障等の障害発生時に迅速に対応できる体制を整えていること。
- (5) 仕様書に示した性能等の要件を全て満たした物品を納入することができること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (7) 明石市契約規則第 3 条（平成 5 年規則第 1 0 号）の規定に該当しないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。

(9) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せの日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(10) 公告日において納期限が到来している明石市税を見積合せの日の前日までに完納していること。

(11) 見積合せの日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、契約予定者となった場合は、令和6年4月1日までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。

(12) 仕様書等の内容を熟知し、賃貸借条件等を十分に理解した上で見積合せに参加できること。

3 見積合せの方法及び契約方法

(1) 見積金額は、執行予定額（税抜）（各項目（カラー及びモノクロ）1枚当たりの複写代金（単価）（税抜）に、「年間使用予定枚数から点検、ミスコピー等に要する枚数（年間使用予定枚数に控除率を乗じたもの）を控除した枚数（小数点以下切り捨て）」を乗じて得た合計金額）を記載してください。

(2) 契約については、各項目の単価（税抜）で行うものとし、この契約単価については契約予定者の見積単価とします。

4 仕様書のダウンロード

(1) 期間

令和6年2月20日（火）からダウンロード可能

(2) 方法

明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、総務局財務室管財担当にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5008）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより総務局財務室管財担当へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

令和6年2月20日（火）から令和6年2月27日（火）午後1時まで

（FAX 078-918-5125 明石市総務局財務室管財担当 公募型賃貸借契約見積合せ契約担当者 宛）

(2) 質問に対する回答

令和6年2月29日（木）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

6 見積合せ参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。

ア 公募型賃貸借契約見積合せ参加申請書（指定様式）

イ 見積書（指定様式）

ウ 業務実績調書（指定様式）及び業務の実績を証する契約書等（写）

エ 納入予定機種及び保守業務拠点調書（保守業務を別会社に委託等する場合には、業務を請け

負う別会社の保守の実績内容が分かる契約書等（写）

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和6年2月29日（木）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 総務局財務室管財担当への郵便物の必着期限は、令和6年3月5日（火）です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより総務局財務室管財担当へ公募型貸借契約見積合せ参加確認書（指定様式）を送付してください。

（FAX 078-918-5125 明石市総務局財務室管財担当 公募型貸借契約見積合せ契約担当者宛）

7 見積合せの日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月7日（木）午後1時40分（予定） ※状況により前後します。

(2) 場所

明石市役所 本庁舎8階 804会議室

8 契約保証金

年間予定貸借借料総額（年間使用予定枚数に契約単価（税抜）を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の10分の1以上を納付すること。

ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等を行う場合がある。

9 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください。（税抜で記載）

契約締結に際しては、契約予定者の見積金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

10 支払条件

月払い（各月ごとに、当月の実使用枚数から点検等に要する枚数（一律0.3%とします。）を控除した枚数を算出し、この控除後の使用枚数に契約単価を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した額（円未満切り捨て）を支払います。）

11 予定価格（税抜）

517,200円/年

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、無効となります。

12 変動型最低制限価格の準用

本見積合せにおいては、制限付一般競争入札における変動型最低制限価格制度を準用します（最低価格見積者から有効な下位5者の見積金額の平均の85%未満の見積者は失格とする。）。

13 長期継続契約について

本賃貸借契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算を削減された場合又は当該年度における年間予定賃貸借料未満に削減された場合は契約を変更又は解除することがありますので、了承の上、見積合せにご参加ください。

14 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、執行予定総額が200万円（税込）を超える場合には、契約予定者は令和6年4月1日までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されない場合には契約を締結しません。

この場合において、見積・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

15 契約条項等を示す場所

明石市契約規則等については、総務局財務室契約担当及び明石市ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができます。

16 見積に関する条件

- (1) 見積書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 見積者が同一事項について2通以上した見積でないこと。
- (3) 見積者の記名押印があり、見積内容が明確であること。
- (4) 見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積でないこと。

17 無効とする見積

- (1) 見積に参加する者としての必要な資格のない者の行った見積
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った見積
- (3) 見積に関する条件に違反した見積

18 見積結果及び契約について

- (1) 見積合せの場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格見積者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で契約予定者を決定します。
- (3) 見積結果は、令和6年3月8日（金）から明石市ホームページにて掲載します。
- (4) 年間使用予定枚数

仕様書記載の年間予定複写枚数については保証するものではなく、実際に複写した枚数が予定する枚数を上回る又は下回るとしても、契約期間中の契約単価を変更することはありません。この場合において、明石市に違約金等を請求することはできません。

19 年度開始前準備行為

本見積合せについては、令和6年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本賃貸借契約にお

ける予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和6年4月1日に契約を行うこととなります。(ただし、令和6年4月1日時点においても契約予定者が見積合せ参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、見積合せの参加要件を一項目でも満たしていないこととなった場合は失格となります。この場合においては、次順位以下の見積合せ参加要件をすべて満たす者と契約を行うこととなります。)

なお、本賃貸借契約における予算が成立しなかった場合には契約は行いません。この場合、本見積合せ等に要したすべての費用について明石市に請求することができず、本見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

20 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この賃貸借契約の見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この賃貸借契約の見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 見積参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 最低価格見積者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも契約予定者とならない場合があります。
この場合において、見積合せ等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (6) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が見積合せに参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を見積合せ日当日に確認することがありますので、ご注意ください。
- (7) その他見積合せ及び契約に関する事項については、総務局財務室契約担当の規定等を準用します。